



# 秋田県公報

目 次

ページ

三  
調査期間  
変更後 秋田市雄和椿川・平尾鳥・女米木字川崎ほか十四字  
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日

秋田県告示第百三十八号  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十七年一月十五日

平成十七年一月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社秋田フードセンター 代表取締役 斎 藤 一 郎

秋田市新屋豊町三番四十八号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナイス新屋店

秋田市新屋比内町十七番三号外

(三) 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前 一千二百七十四・三平方メートル

イ 変更後 三千三百四十平方メートル

(2) 駐車場の収容台数

ア 変更前 百一台

イ 変更後 百六十台

(3) 駐輪場の収容台数

ア 変更前 六十一台

イ 変更後 八十九台

(4) 荷さばき施設の面積

ア 変更前 百六十四平方メートル

イ 変更後 二百三十五平方メートル

## 告 示

告

示

## 地籍調査に関する事業計画(一三七・農山村振興課)

1

## 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(一三八・商工業振興課)

1

## 土砂災害警戒区域の指定(一三九・砂防課)

1

## 公 告

1

## 県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部)

1

## 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件

8

## 公安委員会告示

1

## 獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の実施(一三)

11

秋田県告示第百三十七号  
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第一項の規定により、次のとおり平成十六年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十七年一月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 調査を行う者の名称  
変更前 雄和町  
変更後 秋田市

二 調査地域  
変更前 河辺郡雄和町椿川・平尾鳥・女米木字川崎ほか十四字  
変更後 秋田市

区 域 名	区 域	秋 田 県 公 報	
		土砂災害の発生現象の種類	廃棄物等保管施設の容量
秋田県知事	寺 田 典 城	ア 变更前 イ 变更後 ア 变更前 イ 变更後	(5) 十九・三立方メートル 二十七・三立方メートル 六か所 五か所
湯の岱1号	湯の岱	ア 变更前 イ 变更後 ア 变更前 イ 变更後	(6) 駐車場の自動車の出入口の数 平成十七年十月四日 平成十七年十一月四日
湯の岱	湯の岱	ア 变更前 イ 变更後 ア 变更前 イ 变更後	変更する理由 消費者の利便性を高めるため
湯の岱	湯の岱	ア 变更前 イ 变更後 ア 变更前 イ 变更後	変更する年月日 平成十七年二月三日
湯の岱	湯の岱	ア 变更前 イ 变更後 ア 变更前 イ 变更後	二 届出年月日 平成十七年二月三日
湯の岱	湯の岱	ア 变更前 イ 变更後 ア 变更前 イ 变更後	三 関係書類の縦覧場所及び期間 平成十七年二月十五日から同年六月十五日まで
湯の岱	湯の岱	ア 变更前 イ 变更後 ア 变更前 イ 变更後	四 意見書の提出先 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
湯の岱	湯の岱	ア 变更前 イ 变更後 ア 变更前 イ 变更後	五 意見書に添付する書面に記載すべき事項 意見を述べる者の氏名及び住所 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 意見を述べる理由
湯の岱	湯の岱	ア 变更前 イ 变更後 ア 变更前 イ 变更後	(三)(一) 秋田県告示第百三十九号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十一年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。
湯の岱	湯の岱	ア 变更前 イ 变更後 ア 变更前 イ 变更後	平成十七年二月十五日

湯の岱	湯の岱	湯の岱	湯の岱	湯の岱	湯の岱	湯の岱	湯の岱	湯の岱
鹿角市十和田大湯字湯の岱、大湯及び上の湯 (次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字湯の岱(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字下ノ湯及び川原ノ湯(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字大湯、川原ノ湯及び下ノ湯(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字大湯(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字和町(次の図のとおり)	寺の沢1	寺の沢川	大湯沢2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流

湯の岱2号	鹿角市十和田大湯字湯の岱（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	蟹沢	大館市川口字蟹沢及び洞バニ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
大湯1号	鹿角市十和田大湯字下ノ湯（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	象ヶ鼻1号	大館市字象ヶ鼻、同市字八幡沢岱及び同市字池内道下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
大湯2号	鹿角市十和田大湯字大湯及び下ノ湯（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	象ヶ鼻2号	大館市字象ヶ鼻（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
長根山沢	鹿角市十和田大湯字大湯及び下ノ湯（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根沢	山本郡一ツ井町字山根及び同町字太田面（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
洞バニ沢	大館市字東台及び同市字長根山（次の図のとおり）	土石流	山根沢	山本郡一ツ井町字山根及び同町字太田面（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
中神明町1号	大館市川口字蟹沢及び洞バニ並びに同市立花字塚ノ台（次の図のとおり）	土石流	山根沢	山本郡一ツ井町字山根及び同町字太田面（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
泉町	大館市中神明町並びに同市根下戸字曲沼及び小館花尻（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根沢	山本郡一ツ井町字山根及び同町字太田面（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
八幡沢岱	大館市泉町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根沢	山本郡一ツ井町字山根及び同町字太田面（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
池内道下	大館市字八幡沢岱及び同市字池内道下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根沢	山本郡一ツ井町字山根及び同町字太田面（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
田代町	大館市字池内道下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根沢	山本郡一ツ井町字山根及び同町字太田面（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
川口1号	大館市字池内道上（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根沢	山本郡一ツ井町字山根及び同町字太田面（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
幸町	大館市幸町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根2号	山本郡一ツ井町字山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

蟹沢	大館市川口字蟹沢及び洞バニ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	太田面	山本郡一ツ井町字山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
象ヶ鼻1号	大館市字象ヶ鼻、同市字八幡沢岱及び同市字池内道下（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根2号	山本郡一ツ井町字山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
象ヶ鼻2号	大館市字象ヶ鼻（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根2号	山本郡一ツ井町字山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
山根沢	山本郡一ツ井町字山根及び同町字太田面（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根1号	山本郡一ツ井町仁鮒字鬼神前田及び同町小掛字堰根台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
山根沢	山本郡一ツ井町字山根及び同町字太田面（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根1号	山本郡一ツ井町仁鮒字鬼神前田及び同町小掛字堰根台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
山根沢	山本郡一ツ井町字山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根1号	山本郡一ツ井町仁鮒字鬼神前田及び同町小掛字堰根台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
山根沢	山本郡一ツ井町字山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根1号	山本郡一ツ井町仁鮒字鬼神前田及び同町小掛字堰根台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
山根沢	山本郡一ツ井町字山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根1号	山本郡一ツ井町仁鮒字鬼神前田及び同町小掛字堰根台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
山根沢	山本郡一ツ井町字山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根1号	山本郡一ツ井町仁鮒字鬼神前田及び同町小掛字堰根台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
山根沢	山本郡一ツ井町字山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根1号	山本郡一ツ井町仁鮒字鬼神前田及び同町小掛字堰根台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
山根沢	山本郡一ツ井町字山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	山根1号	山本郡一ツ井町仁鮒字鬼神前田及び同町小掛字堰根台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

小沢田沢	外ヶ沢	船川沢3	船川沢2	船川沢1	平沢	堰根台	鬼神	石田	梅内	高関	沢口
男鹿市船川港船川字小沢田（次の図のとおり） のとおり）	男鹿市船川港船川字外ヶ沢及び鳥屋場（次の図のとおり） のとおり）	男鹿市船川港船川字化世沢、外ヶ沢及び芦沢 (次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字化世沢、林台及び大烟台 (次の図のとおり)	男鹿市船川港南平沢字苗代沢、林台及び大烟台 (次の図のとおり)	男鹿市船川港南平沢字苗代沢、林台及び大烟台 (次の図のとおり)	山本郡二ツ井町仁鮒字鬼神前田及び同町小掛字 堰根台（次の図のとおり）	山本郡二ツ井町仁鮒字鬼神前田（次の図のとおり） のとおり）	山本郡二ツ井町梅内字前田（次の図のとおり）	山本郡二ツ井町字高関及び同町字山崎（次の図 のとおり）	山本郡二ツ井町字沢口（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

芦沢2号	鳥屋場	泉台1号	住吉町	泉台	船川港船川沢	漆畠沢	小沢田沢2	苗代沢沢	柳沢1	柳沢2	船川沢4
男鹿市船川港船川字化世沢（次の図のとおり）	男鹿市船川港船川字鳥屋場、外ヶ沢、船川及び 元浜町（次の図のとおり）	男鹿市船川港船川字漆畠、泉台及び船川（次の 図のとおり）	男鹿市船川港船川字小沢田、大沢田、漆畠及び 柳沢（次の図のとおり）	男鹿市船川港船川字泉台（次の図のとおり）	男鹿市船川港船川字大沢田（次の図のとおり） のとおり）	男鹿市船川港船川字漆畠及び片田（次の図のと おり）	男鹿市船川港船川字小沢田（次の図のとおり）	男鹿市船川港船川字柳沢（次の図のとおり）	男鹿市船川港船川字柳沢（次の図のとおり）	男鹿市船川港船川字柳沢（次の図のとおり）	男鹿市船川港船川字小沢田及び大沢田（次の図 のとおり）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

芦沢	男鹿市船川港船川字化世沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
芦沢1号	男鹿市船川港船川字化世沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
北平沢	男鹿市船川港南平沢字大烟台及び苗代沢並びに同市船川港船川字芦沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
柳沢2号	男鹿市船川港船川字柳沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
柳沢1号	男鹿市船川港船川字柳沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
小沢田1号	男鹿市船川港船川字小沢田及び片田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
親道1号	男鹿市船川港船川字親道（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
外ヶ沢2号	男鹿市船川港船川字外ヶ沢及び鳥屋場（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
芦沢4号	男鹿市船川港船川字芦沢及び化世沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
宇治木沢	男鹿市船川港南平沢字越名坂、宇治木沢及び林台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
越名坂	男鹿市船川港南平沢字越名坂及び宇治木沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
芦沢3号	男鹿市船川港船川字芦沢及び同市船川港南平沢字大烟台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

親道2号	男鹿市船川港船川字親道、外ヶ沢及び鳥屋場 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
小沢田2号	男鹿市船川港船川字小沢田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
外ヶ沢3号	男鹿市船川港船川字外ヶ沢及び鳥屋場 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
大烟台	男鹿市船川港南平沢字苗代沢及び大烟台 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯沢1	男鹿市湯沢字湯沢及び仏供森 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯沢2	本荘市湯沢字湯沢 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯沢3	本荘市湯沢字寺沢 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗山沢	本荘市湯沢字栗山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
佛教森の沢	本荘市館字栗山及び東栗山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗山沢	本荘市湯沢字寺沢 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
細水沢	本荘市湯沢字栗山及び東栗山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ沢1	本荘市宮沢字横林及び宮里 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ沢2	本荘市宮沢字横林、宮沢、宮口及び宮里 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊

員沢1号	員沢	横林	湯沢1号	栗山3号	岡崎2号	岡崎	員沢	沢口4	沢口3	沢口2	沢口1
由利郡鳥海町伏見字員林及び下員沢(次の図とおり)	由利郡鳥海町伏見字上員沢、員林及び大沢山(次の図とおり)	本荘市富沢字横林、富沢及び富里(次の図とおり)	本荘市湯沢字横林、富沢及び湯沢(次の図とおり)	本荘市館字栗山及び東栗山(次の図とおり)	本荘市滝ノ沢字滝ノ沢及び新滝ノ沢(次の図とおり)	本荘市滝ノ沢字岡崎及び滝ノ沢(次の図とおり)	本荘市滝ノ沢字岡崎及び滝ノ沢(次の図とおり)	本荘市滝ノ沢字岡崎及び滝ノ沢(次の図とおり)	本荘市富沢字富沢、富口及び沢口(次の図とおり)	本荘市富沢字富沢、富口及び沢口(次の図とおり)	本荘市富沢字富沢、富口及び沢口(次の図とおり)

猿田沢	塩手沢1号	塩手沢	堤沢の裏沢	猿田沢3	猿田沢2	猿田沢1	塩手沢	シユザの沢	高森沢3	高森沢2	高森沢1
仙北郡角館町八割字塩手沢(次の図とおり)	仙北郡角館町八割字塩手沢(次の図とおり)	仙北郡角館町西長野字鬼壁(次の図とおり)	仙北郡角館町八割字塩手沢及び猿田沢(次の図とおり)	仙北郡角館町八割字塩手沢(次の図とおり)	急傾斜地の崩壊						

鬼壁	仙北郡角館町西長野字鬼壁(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅の沢	平鹿郡増田町吉野字菅ノ沢及び漆沢(次の図のとおり)	土石流
ウルシ沢	平鹿郡増田町吉野字漆沢(次の図のとおり)	土石流
上吉野沢1	平鹿郡増田町吉野字漆沢、上吉野、三栗、村向及び向野(次の図のとおり)	土石流
上吉野沢2	平鹿郡増田町吉野字上吉野、村向及び向野(次の図のとおり)	土石流
宇土ヶ沢	平鹿郡増田町吉野字上吉野、中嶋ノ上及び村ノ前(次の図のとおり)	土石流
吉野沢2	平鹿郡増田町吉野字大沢、中嶋ノ上及び村ノ前(次の図のとおり)	土石流
小沢	平鹿郡増田町吉野字村ノ後(次の図のとおり)	土石流
吉野沢2	平鹿郡増田町吉野字村ノ後(次の図のとおり)	土石流
杉沢	平鹿郡増田町吉野字菅ノ沢、三栗及び漆沢(次の図のとおり)	土石流
鶴巻町	横手市睦成字鶴巻(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸波	平鹿郡増田町戸波字下村及び羽場(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉野	平鹿郡増田町吉野字村ノ後(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

吉野2号	平鹿郡増田町吉野字大沢、中嶋之上及び村ノ前(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
堂ヶ沢	湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	土石流
ヤスケ山の沢	湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	土石流
堂ヶ沢3	湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	土石流
堂ヶ沢4	湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	土石流
与市ヶ沢	湯沢市石塚字石塚、向谷地及び与市ヶ沢(次の図のとおり)	土石流
石塚沢3	湯沢市石塚字向谷地及び岩瀬(次の図のとおり)	土石流
八幡林沢2	湯沢市松岡字八幡林(次の図のとおり)	土石流
八幡林沢3	湯沢市松岡字八幡林(次の図のとおり)	土石流
蓮台寺沢1	湯沢市山田字蓮台寺(次の図のとおり)	土石流
ウシヤ沢	湯沢市山田字蓮台寺(次の図のとおり)	土石流
蓮台寺沢2	湯沢市山田字蓮台寺(次の図のとおり)	土石流

石塚1	湯沢市石塚字漆山、鼻子田及び芳ヶ沢（次の図のとおり）
石塚2	湯沢市石塚字石塚、鼻子田及び掌ヶ沢（次の図のとおり）
八幡林沢	湯沢市松岡字八幡林（次の図のとおり）
八幡林	湯沢市松岡字八幡林（次の図のとおり）
八幡林沢	湯沢市松岡字八幡林（次の図のとおり）
川原沢1	湯沢市山田字川原（次の図のとおり）
川原沢2	湯沢市山田字川原（次の図のとおり）
蓮台寺	湯沢市山田字蓮台寺（次の図のとおり）
八幡林	湯沢市松岡字八幡林及び東八幡堂（次の図のとおり）
八幡林1号	湯沢市松岡字八幡林及び東八幡堂（次の図のとおり）
堂ヶ沢	湯沢市山田字上堂ヶ沢（次の図のとおり）
堂ヶ沢1号	湯沢市山田字上堂ヶ沢（次の図のとおり）
堂ヶ沢2号	湯沢市山田字上堂ヶ沢（次の図のとおり）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上堂ヶ沢	湯沢市山田字上堂ヶ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
八幡林2号	湯沢市松岡字八幡林及び東八幡堂（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
蓮台寺1号	湯沢市山田字蓮台寺（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
堂ヶ沢3号	湯沢市山田字上堂ヶ沢及び下堂ヶ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
堂ヶ沢4号	湯沢市山田字上堂ヶ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
堂ヶ沢5号	湯沢市山田字上堂ヶ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
堂ヶ沢6号	湯沢市山田字上堂ヶ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係地域振興局に備え置いて縦覧に供する。		
平成十七年一月十五日		
秋田県知事 寺 田 典 城		
物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。		

平成十七年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 落札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
- 小型貨物自動車 八台

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十七年三月二十九日(火)

納入場所

県が指定する場所

入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年二月十五日(火)から同月二十四日(木)までの期間、隨時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年三月一日(火)午後一時三十分

秋田県地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第一百六十条から第一百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希

和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年二月十五日

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

一 入札に付する事項

購入物品名及び数量

小型貨物自動車 十一台

三 契約条項を示す場所等

秋田県知事 寺田典城

入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年三月二十九日(火)

納入場所

県が指定する場所

入札に参加する者に必要な資格

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第一百六十三条までに規定するところによる。

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年二月十五日(火)から同月二十四日(木)までの期間、随时交付する。

入札執行の日時及び場所

平成十七年三月一日(火)午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第一百六十条から第一百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第二百六十六条规定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十一年政令第十六号)第一百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年二月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量  
造形システム 一式

購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

納入期限  
納入場所

平成十七年三月二十五日(金)

秋田県立大学本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第二百六十七条规定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等  
契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

(一) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年二月十五日(火)から同月二十四日(木)までの期間、随时交付する。

四 入札執行の日時及び場所  
平成十七年三月一日(火)午後一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第一百六十条から第一百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第二百六十六条规定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者と

秋田県公	
(2) 受付期間 日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)を除き、平成17年2月15日(火)から3月23日(水)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。	
7 講習手数料 6,800円	8 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
9 その他の (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。 (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係(電話018-863-1111内線3168)又は県内の各警察署生活安全係(秋田中央警察署にあっては生活環境係)に問い合わせること。	1 実施年月日 平成17年3月25日(金)午前9時から午後4時30分まで
2 実施場所 秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館	3 講習科目及び講習時間数 獣銃及び空気銃の所持に関する法令並びに獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
4 受講定員 40人	5 受講申込みに必要な書類 (1) 受講申込書 2通 (2) 写真 2枚
6 受講申込み等 (1) 申込み用紙の交付 各受付場所において交付する。	7 写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。 なお、郵送による申込みは、受け付けない。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一號  
一月三千六百七十五円（税込）

印刷所  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄  
電話番号：(0186) 87-6688  
FAX番号：(0186) 87-6688  
E-mail: matsubara@matsubarainstall.com